を

ている方がいるのが実情で

町の国保運営上、

少

は諸般の事情により滞納し

なからず支障が生じている

ざかろうとしている。 らせる社会からますます遠 で現れ、国民が安心して暮 族の崩壊など社会破綻の形 自殺・飢餓・児童虐待・家 困世帯の増大だけでなく、 「構造改革」により貧 泉内閣以来の

料が引き上げられた。 国民健康保険税や介護保険 廃止が実施され、連動して のフラット化と定率減税の 年度には住民税の一律10% 廃止が毎年行われ、平成19 除・非課税措置の見直し・ 平成17年度から各種控

されている。 ているが、国保税を払えな ことを目的とする」と定め 保し、もって社会保障及び 保険事業の健全な運営を確 い町民に資格証明書が発行 国民保健の向上に寄与する で「この法律は、国民健康 国民健康保険法の第1条

生まれている。 く病院に行かれない状況も また、医療費の負担が重 国民健康保

しかしながら、

現実的に

機械的に対応するのでは

用もされていない。 ているが、具体的な取り扱 場合は、医療費の一部負担 険法第4条では、世帯主が い要領がないため周知も活 金が減免されると定められ 失業など特別の事情がある

何う。 である。 険の医療費一部負担金の減 命と健康を守る対応が必要 免規定を明確にし、 幕別町独自の国民健康保 以下の点について 町民の

②医療費一部負担金の減免 の発行は止めること。 ①短期保険証·資格証 基準を明確に定めること。 明 書

則である。 平を図る観点からも特別な 完納していただくのが大原 事情がない限り、 費負担と被保険者の保険税 険制度は、 町長 ので、被保険者の負担の公 などで会計が賄われている 国や町などの公 1 玉 民 保険税を 健 康 保

ている。 明書を交付することとされ 険者証の返還を求め、返還 険税を一定期間以上滞納し 認められる場合を除き、保 その他特別の事情があると したときは被保険者資格証 ている世帯主に対して被保 国民健康保険では、災害

限を定めることができると ができるとされている。 被保険者証を交付すること 保険税の滞納者に対し短期 規定されていることから、 保険者資格証明書の有効期 また、 本町では、滞納者に対し 被保険者証及び被

要綱などに基づき、やむな 健康保険税滞納者対策実施 りなかなか履行できない方 ているが、諸般の事情によ じて完納に向けた努力をし るを得ないのが実態である 険者資格証明書を交付せざ に対しては、町独自の国民 ・短期被保険者証又は被保 一能な限り納税相談等を通 町としては、滞納者に対

> 般被保険者証を交付できる えている。 ように努めていきたいと考 により滞納額を減らし、一 ように相談をしていくこと け、計画的な納税ができる 丁寧かつ的確な対応に心が なる事情をよく聞き、親切 なく、面談等により滞納と

認められるものに対し、適 ては、国民健康保険法の規 用することができるとされ 支払うことが困難であると 被保険者で、一部負担金を 定により特別の理由がある ②一部負担金の減免につい

ことが困難と認められる事 知によると貧困、災害、不 まえた上で、幕別町国民健 由をいうものとされている 在など一部負担金を支払う 作、世帯主の事故による不 応としては、法の主旨を踏 現時点における本町の対 特別の理由とは、国の通

実績が全国的に低調である 件ごとに対処している。 部負担金の減免申請の

ということが、厚生労働 町村ずつが選定され、平成 道府県から少なくとも1市 な運用に係るモデル事業の における一部負担金の適切 の調査により判明したこと 実施に取組むことになった。 から、国は、 このモデル事業は、各都

ている。 なっている。 成22年度中に一定の基準が 業に取組むこととなり、そ までの7カ月間にわたり事 21年9月から平成22年3月 全市町村に示される予定と の結果を検証してから、平

報収集等に努めつつ国から 本町としては、当面は情

がら、適切な運用に向けて の対応を検討していきたい 村の動向などにも留意しな それをベースにして他市町 新たな基準が示されてから、 見 本 国民健康保険被保険者証



られている一部負担金の減

康保険条例施行規則に定め

る基準に基づき、個別の案 免又は徴収猶予を受けられ

国民健康保険